

第159号

平成12年
(2000年) 12月議会

ふなばし 市議会だより

行橋市議会
編集
市議会広報編集委員会
電話 (047) 436-3012



新世紀とともに成人式を迎えた若者たち

第四回定例会

平成十二年第五回定例会は、十二月四日から十二月二十二日までの十九日間の会期で開かれました。

いよいよ新しい世紀に入りました。市民の皆様のご健康とご多幸をまず、ご祈念申し上げます。

二十世紀を「戦争の世紀」と呼ぶ人がいるそうです。人類は、過去百年の間に、二回の大戦とベトナム戦争や民族紛争などによって、歴史に例を見ないほどの人命と財産を失ったからです。しかし、その過程で、人類は着実に民主主義を獲得してきました。ですから、二十世紀は「民主主義の世紀」と言ってもよいの



民主主義という世界遺産

船橋市議会議長 田中 恒春

日本国民も、前世紀の半ばに、多くの犠牲を払って民主主義を手に入れました。申しますが、せっかく手にした民主主義も、國民が正しく行使しなくては、古代ギリシャの二の舞を演じることになります。しかし、せっかく手にした民主主義も、國民が正しく行使しなくては、古代ギリシャの二の舞を演じることになります。しかし、せっかく獲得した参政権を行使しないと、衆愚政治による多くの悲劇を招くことになります。

二十一世紀を迎えるに当つて、私たちは今こそ、民主主義という前世紀の文化的世界

一般・特別会計補正予算を可決し、平成11年度決算も認定

議員・市長等の期末手当10%削減を延長

最終日には、市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情及び追加提出された人

事案件などを議決し、閉会いたしました。

さらに、十八日には常任委員会、十九日には予算特別委員会が開かれ、付託された議案及び請願・陳情の審査が行われました。

また、十一日から四日間、一般質問が行われ、二十六人の議員が市政の諸問題について質問いたしました。

さらに、十八日には常任委員会、十九日には予算特別委員会が開かれ、付託された議案及び請願・陳情の審査が行われました。

会期で開かれました。

初日には、閉会中継続審査事件となつ

ていた平成十一年度各会計決算の審査報告と採決が行われたほか、市長から提出された十一議案について説明があり、これに対する質疑を、八日に五人の議員が行いました。

また、十一日から四日間、一般質問が行われ、二十六人の議員が市政の諸問題について質問いたしました。

会議の経過
○開会
○会期の決定
○決算認定の審査報告及び採決
○市長提出議案の提案説明
○行政報告(0-157)による集団食中毒に関する経過及び対策について
○平成十一年度市立船橋高校入学者選抜に関する調査特別委員会の中間報告
◆十二月四日(月)
○市長提出議案に対する質疑
○市長提出議案の付託
○十一日(月) 十二日(火)
○一般質問
◆十三日(水)
○一般質問
○請願・陳情の付託
◆十四日(木)
○一般質問
○常任委員会
◆十五日(金)
○予算特別委員会
◆十六日(土)
○一般質問
◆十七日(日)
○請願・陳情の付託
◆十八日(月)
○一般質問
◆十九日(火)
○請願・陳情の付託
◆二十日(水)
○請願・陳情の付託
◆二十一日(木)
○付託事件の審査報告及び採決
○市長追加提出議案の審議及び採決
○議員提出議案の審議及び採決
○行政報告(0-157)による集団食中毒の終息について
○閉会

人事案件

○選挙管理委員会
藤杉玉長
代宮井野泰一
守一正
子夫二文次

○選挙管理委員会
金子武照
中島治男
川治光
村瀬光一

○教育委員会
最終日に教育委員会委員任命の同意を求める議案が提出され、議会は同意しました。
また、十四日には選挙管理委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

○教育委員会
◆二十一日(金)
○付託事件の審査報告及び採決
○市長追加提出議案の審議及び採決
○議員提出議案の審議及び採決
○行政報告(0-157)による集団食中毒の終息について
◆二十二日(土)
○請願・陳情の付託
◆二十三日(日)
○請願・陳情の付託
◆二十四日(月)
○請願・陳情の付託
◆二十五日(火)
○請願・陳情の付託
◆二十六日(水)
○請願・陳情の付託
◆二十七日(木)
○請願・陳情の付託
◆二十八日(金)
○請願・陳情の付託
◆二十九日(土)
○請願・陳情の付託
◆三十日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月三日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月四日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月五日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月六日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月七日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月八日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月九日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月十日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月十一日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月十二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月十三日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月十四日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月十五日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月十六日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月十七日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月十八日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月十九日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月二十日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月二十一日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月二十二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月二十三日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月二十四日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月二十五日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月二十六日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月二十七日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月二十八日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月二十九日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月三十日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月三日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月四日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月五日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月六日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月七日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月八日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月九日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十一日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十三日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十四日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十五日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十六日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十七日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十八日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十九日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十一日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十三日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十四日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十五日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十六日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十七日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十八日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二十九日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月三十日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一月一日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月二月二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月三月三日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月四月四日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月五月五日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月六月六日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月七月七日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月八月八日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月九月九日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十月十日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月十一月十一日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(月)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(火)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(水)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(木)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(金)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(土)
○請願・陳情の付託
◆一月一月一二月一二日(日)
○請願・陳情の付託

議案について

議案の概要

予算関係

法施行令の一部改正により整備するもの。

平成十二年度一般会計補正予算

第一号

平成十二年度下水道事業特別会計補正予算

第一号

平成十二年度船橋駅南口市街地再開発事業特別会計補正予算

第一号

平成十二年度一般会計補正予算

第一号

平成十二年度介護保険事業特別会計補正予算

第一号

平成十二年度一般会計補正予算

第一号

放課後ルーム条例の一部を改正する条例

第一号

損害賠償の額の決定及び和解について

第一号

火災予防条例の一部を改正する条例

第一号

市営住宅条例の一部を改正する条例

第一号

人事案件

第一号

その他の議案

第一号

公明党

算に対する影響はどうか。
しており、影響はない。

に対する対策はどうか。
保険料の設定で低所得者に実施している。

日本共産党

機者解消策の展望は、また、
市立特別養護老人ホーム入所者の優先順位はどうか。

人ホームが完成すると、残り30人余になる。公設の特別養護老人ホームの管理運営状況を調査して検討する。

を確定し、追加提案する。

国や県の補助金は、なぜ減額になったのか。

由に補助を中止した。

緑政会

第一号について

第二号について

第三号について

第四号について

第五号について

第六号について

第七号について

第八号について

第九号について

第十号について

第十一号について

第十二号について

第十三号について

第十四号について

第十五号について

第十六号について

議員提出の条例案

議案に対する質疑

※緑政会は、4会派（ふなばし21・市清会・緑政会・新風）を代表して質問いたしました。

日本共産党

機者解消策の展望は、また、
市立特別養護老人ホーム入所者の優先順位はどうか。

人ホームが完成すると、残り30人余になる。公設の特別養護老人ホームの管理運営状況を調査して検討する。

を確定し、追加提案する。

国や県の補助金は、なぜ減額になったのか。

由に補助を中止した。

元気都市と安歩と女性

第一号について

第二号について

第三号について

第四号について

第五号について

第六号について

第七号について

第八号について

第九号について

第十号について

第十一号について

第十二号について

第十三号について

議員提出の条例案

市民連合

第一号について

第二号について

第三号について

議長等の期末手当の特例に関する条例

市清会

新しい世紀の幕が開きました。

二十一世紀が、後代の人から
平和の世紀と呼ばれるように

祈念してやみません。

私たち市清会の八名は、



米井 昌夫

佐々木照彦

櫛田 信明

興松 黙

田久保好晴

中村 洋

佐藤新三郎

田中 恒春

藤代季七市長を支えながら、
市内のすべてのご家庭に平和の
温かい光が注がれ、
住んで良かったという船橋の街づくりに

全力を尽くして参ります。

緑政会

新年明けましておめでとうございます。

21世紀の幕が開かれ、地方分権の推進と
共に、地方政治も大きな変革を遂げる時
が参りました。私共緑政会一同は、少子
・高齢化問題を中心に環境、地域経済の
発展、都市基盤整備、行財政改革等の諸
問題に全力で取り組み、積極的に議論し
て参ります。

これからも温かいご支援を賜りますと兵
に、市民の皆様のご多幸を祈念致しまし
て新年のご挨拶とさせていただきます。



七戸 俊治

小仲井富次

木村 哲也

門田 正則

ふなばし21

平成十三年の年明け。

穏やかな新春をお迎えのこととお慶びを申し上げま
す。

「ふなばし21」には政策があります。

「ふなばし21」は的確に政策を実現致します。
市民の皆様の期待と要望にお応えしていくことを、年
頭に際し改めて誓います。

将来を確実に見据えた現実的な政策で、責任ある政策
集団「ふなばし21」はひたむきにそして全力で、期待
に応えます。



中村 実

田久保捷二

長谷川 大

和田 善行

大沢 久

森田 則男

瀬山 孝一

無所属

21世紀の船橋をどうするのか。

私たち三人に与えられた責務と痛感
し、行く末を見据えて果斷に問題提
起をしてまいります。

「生活者起点」の政策の発信、実
現のために、議会、行政に「新し
い風(息吹)」を吹き込み、市民と協
働して夢と希望のあるまちづくりを
進めてまいります。

本年も皆様のご支援、ご協力をよ
ろしくお願いいたします。



小右
洋



野田
剛彦

日本
共産党

草野 高徳 津賀 幸子 佐藤 重雄 関根 和子 金沢 和子 岩井 友子 石川 敏宏 高橋 忠

新しい世紀を迎えました。「雇用や老後の生活不安のない暮らしを」という当たり前のことが実現できる政治が国民の願いです。借金を極限なく増やし、浪費を続ける自公保の政治を切り替えようではありませんか。

今年は県知事、そして市長、参議院選挙と続きます。政治の流れを決めるのは、国民一人ひとりです。今年こそ、國民が主人公の政治へ大きく前進しましょう。國民主権・民主主義を大切にしてきた政黨として、今年もみなさんと共にがんばります。

高齢者、子どもが安心して住める船橋市政に日本一の小学校給食を民間委託にしたり、学童保育導員の大量解雇など、民意無視の政治が強行されました。JR船橋駅南口再開発など多額の市税を投入する大型公共事業優先を改め、子どもや高齢者などに暖かい政治を実現しましょう。

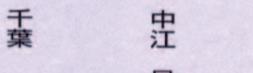
地方政治も国政も切り替えよう、選挙の年

21世紀を迎えて
各会派
新年の抱負

市民連合

福祉を大切に
高齢者や障害者にやさしい街づくりを
環境を大切に

人と自然にやさしい街づくりを
中江 昌夫



千葉 満 中江 昌夫
池沢 敏夫 斎藤 誠

平和と文化を大切に
緑豊かな街づくりを

市民の声を大切に
市民本位の市政をめざします

すばらしい
二十一世紀でありますように

公明党



斎藤 忠

鈴木 郁夫 上林謙一郎 高木 明 倍田 賢司 松寿 裕次 村田 一郎 角田 秀穂 清水美智子

市民の皆さん、西暦二〇〇一年
明けましておめでとうございます

昨年、皆さまから公明党に賜りましたご支援に心より感謝申し上げます。

私ども公明党市議団九名は、二十一世紀の出発にあたり、母と子の笑顔輝く政治の実現へ向けて全力で働いてまいります。

- 一、希望と生きがいのもてる福祉施策の充実。
- 一、活力ある地域経済の振興と雇用促進。
- 一、人と環境にやさしい循環型社会の構築。
- 一、教育環境の整備と社会教育の充実。

以上の点に取り組んで参ります。
ご支援を心よりお願い申し上げます。
皆さまのご健康、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

元気都市と
安歩と女性

謹賀新年。

私たち、
「元気都市」市財政を研究し
バランスシートを試作、また
災害ボランティアにも参加の

安藤と

「安歩」安全に歩ける街づくりを
りをめざし、乳幼児の親として
子育て支援を訴える朝倉と

朝倉 幹晴
安藤 信宏

さとうももよ

が連合した会派です。

二十一世紀も市民の方々の
様々な願いを、時にはそれぞれ
独自に、時には一致して訴
えしていくつもりです。



ここがきたい

一般質問

ふなばし21

情報教育の促進に向けて	
問 本市における小・中学校のコンピューター導入の時期と現状を伺いたい。	答 昭和六十三年から平成八年までに全校へコンピューターが整備され、今年度までが現状を伺いたい。
問 教育委員会の役割を問う	答 教員出身者ではない委員に求められる意義は何か。
問 ごく普通の民間の英知を教育行政の中に生かし、よりよい教育を構築していくことと考える。	答 広報やホームページ、市政懇談会や出前講座制度の内容説明に努めている。政策決定過程を明らかにし、大きな政策の透明性を得られたので、今後設置された事前評価を検討したい。
問 教育委員会会議では率直に意見交換がされているか。	答 いろいろな意見を出し合ながら船橋の教育行政のために力を尽くしている。
介護保険制度について	
問 子供たちを指導する教員の研修等の実態はどうか。	答 精神科医師の委員がいる審査会が主に審査をするよう配慮している。また、検討委員会を設置し、よりよい審査方法が行われるように研究している。
問 インターネット接続が出来る体制が確立された。	答 この制度の円滑化を図るためにどのような対策が必要と考えるか見解を伺う。
問 インターネット体験研修会の参加を義務付けている。	答 ケアマネージャーの充足と資質の向上のための研修会の開催、本年度設置予定の(仮称)船橋市介護保険事業者管理会議による、事業者のレベルアップ等に努めさせていただきたい。
問 学校現場でのインターネット活用方法を伺う。	答 ネットワーク上での他校との共同学習等を考えている。また、既に、テレビ会議による学校間での意見交換活動を始めた。
問 教育委員会役割を問う	答 教員は全教員にインターネット活用方法を伺う。
広報活動について	
問 記者クラブ等報道機関に對して、市政の情報をどのように提供しているのか。	答 年八回の定例記者会見の開催、市の事業を担当者が直接説明をする「レクチャー」や、「資料配布」を行なうなど様々な手法で情報提供に努めている。
環境対策を問う	
問 早期の排ガス対策を	答 広報ふなばしについて市政への理解を深めてもらう紙面づくりに出来ないか。が、再度検討をしたい。
市民のための予算編成を	
問 乳幼児医療費助成制度について、県は十二月定期会で現物給付を検討する旨弁をしたが、市も対応するか。	答 今後は県の動向を踏まえ、推移を見ながら検討したい。
問 小中学校の耐震診断、補強工事が二年続けて見送りとなっている。市の最重要課題として強く求めるところに、予測される総事業費と終了時期を伺う。	答 強工事が二年続けて見送りとなっている。市の最重要課題として強く求めるところに、予測される総事業費と終了時期を伺う。
問 乳幼児医療費助成制度の充実を考へて、教育委員会とよく話し合いをさせて欲しい。	答 二十世紀はまさに教育の充実を考えるので、教育委員会とよく話し合いをさせて欲しい。
問 駐輪場を取り巻く諸問題	答 これまで行ってきた二十九回の定期会議で、障害者施策推進協議会が設置できると規定されている。条例で定めて施設整備や財政的援助を検討すべきではないか。
問 教育条件が他市よりも後退してしまっている本市において、新年度予算に少人数学級などの教育条件の整備を重点課題として位置付けるべきではないか。	答 今後とも少しでも改善できるよう努力したい。
問 教育条件が他市よりも後退してしまっている本市において、新年度予算に少人数学級などの教育条件の整備を重点課題として位置付けるべきではないか。	答 余りにも額が低い。改善を求めるがどうか。
問 教育条件が他市よりも後退してしまっている本市において、新年度予算に少人数学級などの教育条件の整備を重点課題として位置付けるべきではないか。	答 今後とも少しでも改善できるよう努力したい。
日本共産党	
問 ながら、できるだけ要望にこたえている。また、一か所国有地については内諾が得られたので、今後設置に向けた努力していく。	答 事業内容の情報公開に努め、市民の意見を取り入れ別外部監査制度やバランスシートの導入についても研究をしている。
問 教育条件が他市よりも後退してしまっている本市において、新年度予算に少人数学級などの教育条件の整備を重点課題として位置付けるべきではないか。	答 確保することができないか。

無
所
属

「ひまわり一〇番」制度

所属会派の変更

広報編集委員会

野田 剛彦議員
十二月二十六日付け、「元気」と「無所属」となりました。

新委員長 朝倉 幹晴
(元気都市と安歩と女性)

広報編集委員長の改選が行われました。

市内の小中学生の体力が低下している傾向にあつて、具体的な方策はないのか。

答 現状を踏まえ、体育学習の質的向上、運動部活動の活性化、体育施設の充実等に向け、体育振興に努めていきたい。

答 プレート設置場所の現状把握は行われているのか。

答 平成九年に実態調査を実施している。

答 船橋駅南口再開発ビル発注工事の元請け業者に対し、改めて市長名で市内業者の利用を訴える要請をしてきたか。

答 改めて市長名で要請するなど対応していきたい。

答 同建設企業体(共同建設企業体)に市内業者の利用について改めて市長名で要請するが、その目的に立ち返り、判断すべきとの見解を得ている。

答 改めて市長名で要請するなど対応していきたい。

答 子どもの権利侵害を絶対しないということを、学校という組織として約束させることが必要であるが、

答 権利侵害は強く憲法違反ではない。今後、組織として相互にこのようことが起こらないよう留意させていきたい。

答 子どもの権利侵害を絶対しないということを、学校という組織として約束させることが必要であるが、

答 権利侵害は強く憲法違反ではない。今後、組織として相互にこのようことが起こらないよう留意させていきたい。

答 子どもの権利侵害を絶対しないということを、学校という組織として約束させることが必要であるが、

答 権利侵害は強く憲法違反ではない。今後、組織として相互にこのようことが起こらないよう留意させていきたい。

答 子どもの権利侵害を絶対しないということを、学校という組織として約束させることが必要であるが、

答 権利侵害は強く憲法違反ではない。今後、組織として相互にこのようことが起こらないよう留意させていきたい。

答 預貯金の調査も含まれる。障害者基本法では第三十条で障害者施策推進協議会が設置できると規定されている。条例で定めて施設整備や財政的援助を検討すべきではないか。

答 市に登録している業者の働きかけは、名簿等の提供を通じ積極的に行いたい。

章の中で可能な限り使用するよう要請している。また、現場での定例打ち合わせ会議等において、二次下請け工事を要請している。

